

# 花みどりフェアバスツアー助成事業 実施要項

## 1 目的

淡路花博 20 周年記念花みどりフェアへの誘客を促進し、淡路島の豊かな魅力を国内外に広く発信するため、貸切バスを利用して「花みどりフェア」の会場、関連施設をめぐるツアーを実施する団体に対し、実施経費の一部を助成する。

## 2 助成内容

### (1) 助成金額

区 分	参加人数	基 本 助成額	加算助成額(該当する場合)		最大助成額
			新幹線・航空機利用	平日実施	
日帰り	10人以上	10,000円	10,000円	5,000円	25,000円
宿 泊	10人以上	30,000円	10,000円	10,000円	50,000円

#### ① 日帰りの場合

上限 10,000 円 /バス 1 台当たり

#### ② 宿泊を伴う場合

上限 30,000 円 /バス 1 台当たり

ただし、同一行程1ツアーあたり5台を上限とする。(申請者が旅行業者等法人の場合は支店、営業所単位)

#### ③ 加算助成額(該当する場合のみ)

ア 航空機・新幹線利用時 10,000 円 /バス 1 台当たり

イ 平日利用時(1泊2日の宿泊の場合、両日が平日であること)

日帰り: 5,000 円 /バス 1 台当たり

宿 泊:10,000 円 /バス 1 台当たり

### (2) 助成対象費用

- ① バス借上げ費用(レンタカーは対象外)
- ② 高速道路通行料金
- ③ 施設見学等利用料金(淡路島内施設のみ。)
- ④ 宿泊の場合、宿泊施設利用料金(淡路島内宿泊施設のみ。)

### (3) 助成要件

次の要件をすべて満たすツアー内容とする。

- ① 別紙、対象施設一覧に掲載している施設を 1ヵ所以上訪れること。
- ② 1ツアーの参加者はバス1台につき10人以上(乗務員、添乗員は参加者数に含めない。) であること。なお、当日の参加者が10人未満になった場合は助成対象外とする。
- ③ ツアー実施経費に関して他の助成制度(県民交流バスや、ひょうごツーリズムバスなど) を受けていないこと。

※ 宿泊を伴う場合は、上記①～③の要件に加えて、淡路島内の宿泊施設(1泊以上。旅館業法の許可を受けている宿泊施設に限る。) を利用すること。

#### (4) 助成台数

- ① 日帰りの場合 :最大 400 台
- ② 宿泊を伴う場合:最大 250 台

※予算の上限に達した場合は台数に達していても募集を終了することがある。

### 3 申請対象団体・事業者

- ① 自治会・婦人会・老人クラブ・こども会等の地域団体やグループ及び会社・NPO等の法人。  
ただし、国、及び地方公共団体（学校を除く）が実施主体となる場合は申請対象外とする。
- ② 「旅行業法」に基づく登録を受けた旅行業者。
- ③ 上記①②について、ツアーの目的が、宗教、政治目的でないこと。また、①②双方からの同一内容の申請は認めない。

### 4 対象旅行期間及び募集期間

[春季フェア] 令和3年3月20日(土)～5月30日(日) 旅行実施分

宿泊コースの場合は、旅行日程に上記期間が1日以上含まれていること。

[募集期間] 令和2年11月2日(月)～令和3年4月30日(金)(必着)

### 5 申請方法

助成申請に際しては、募集期間内であつ、旅行実施初日の14日前までに下記、提出書類を淡路島くうみ協会に直接持参もしくは郵送すること。なお、電話、FAX、E-mailでは受け付けない。

#### 【提出書類】

- ・助成申請書(様式1)
- ・ツアー行程表(任意書式)  
※日程、出発地、訪問先、交通手段、宿泊を伴う場合は宿泊先を明記すること(必須)。
- ・ツアー実施にかかる経費見積書(任意書式)  
※申請者が旅行業者の場合は、申請ツアーにかかる助成対象費用(バス借り上げ料、高速道路通行料金、施設見学等利用料金(淡路島内施設のみ)、宿泊の場合、宿泊施設利用料金(淡路島内宿泊施設のみ))の総額が分かるもの(旅行企画書等)

### 6 決定の方法

原則、毎月15日、末日及び各期募集締切日までに提出された申請書を、審査のうえ可否を決定し、助成承認決定通知書(様式2-1)により助成承認決定を、また助成できない場合は助成不承認決定通知書(様式2-2)により通知する。

なお、審査にあたって、必要に応じて団体・事業者の概要や内容等別途、資料の提出を求められることがある。

### 7 実施後の手続き

#### (1) 事業実施報告

助成承認を受けた団体・事業者は、事業実施後30日以内に、実施報告書等下記の提出書類を提出すること。

### 【提出書類】

- ・実施報告書（様式3）
- ・助成金請求書（様式4）
- ・実施状況確認表（様式5）

※以下のいずれかにより、対象施設を訪問したことの証明が必要。

- ① 訪問施設にて施設のゴム印等の押印を受けること。
- ② 訪問施設の領収書を添付すること。
- ③ スナップ写真（施設や景色などと数名の参加者が映った日付入りのもの）を添付すること。

※宿泊を伴う場合は、宿泊施設で必ず押印を受けること。

- ・ツアー行程表（任意様式）
- ・助成対象費用の分かる領収書（写し）

※バス借上げ費用、高速道路通行料金、施設見学等利用料金（淡路島内施設のみ）、宿泊の場合、宿泊施設利用料金（淡路島内宿泊施設のみ）の領収書

- ・参加人数が確認できる領収書（写し）

※宿泊代、食事代、施設利用料領収書等参加人数が確認できるもの

- ・加算額が確認できる領収書（写し）

※航空機、新幹線利用料領収書写し等利用したことが確認できるもの

- ・助成金振込先通帳（写し）

### (2) 助成金の振り込み

事業実施報告書等を審査し、助成要件を満たしていることが確認できた後、助成金請求書に記載の金融機関口座に助成金を振り込む。

## 8 申請内容の変更、申請の辞退

助成承認決定通知を受理後、実施日に変更が生じた場合、または実施日までに申請を辞退する場合は速やかに下記の提出書類を提出すること。

なお、助成承認決定通知を受けたバスの台数変更（減の場合）については、変更手続きを必要とせず、実績報告書において台数変更を審査し、台数に応じた助成を行うものとする。台数増の場合は、増となる台数について、改めて申請手続きを行うこと。

### 【提出書類】

- ・実施日を変更する場合・・・承認内容変更届（様式6）
- ・助成申請を辞退する場合・・・辞退届（様式7）

## 9 助成承認の取り消し

申請者が次の各号の一つに該当する場合、助成承認決定取消通知書（様式8）により助成承認の取り消し、また、助成金が既に交付されているときは、その返還を求めることがある。

- ① この要項の規定に違反したとき。
- ② 助成承認の要件に違反したとき。
- ③ 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。